

参考(改正後の通知全文)
社援発第1005005号
平成17年10月5日
第一次改正
社援発第0215001号
平成19年2月15日
第二次改正
社援発0721第6号
平成23年7月21日
第三次改正
社援発0325第21号
平成28年3月25日
第四次改正
社援発0330第7号
令和3年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老朽民間社会福祉施設の整備について

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

（１）対象となる社会福祉施設等

（対象施設）

- ア 児童福祉法に規定する障害児入所施設（同法第４２条第１号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法同条第２号に規定する医療型障害児入所施設）
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設
- ウ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

（２）適用期間

令和３年度から令和７年度（５年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

（１）木造による施設の場合

別紙１に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（１施設で２以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、５，５００点以下をそれ以外にあっては４，５００点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては３０年、その他のものについては、２５年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

（３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、５０年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

4 国庫補助基準

(1) 本体工事費

平成平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1-1又は別表1-2に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。